

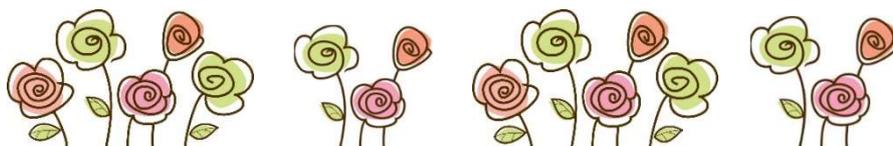
# 離島地域不妊治療支援事業について

保険適用による生殖補助医療(体外受精・顕微授精)を島外の医療機関で受ける際に要した旅費の一部を与論町と鹿児島県が助成します

※治療の内容によっては助成の対象にならない場合もあります

## 助成対象となる方

- 与論町に住所を有し、島外の医療機関にて保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦(夫婦で住所が違う場合は、妻の住所が与論町にあること)



## 助成内容

交通費と宿泊費の**実費額と旅費基準額を比較**して、少ない方の金額の**2/3を助成(1/3は本人負担)**

### 《旅費基準額》

- 交通費:与論⇄鹿児島間の船賃(最下級旅客運賃)または航空機運賃(離島割引運賃)  
(1回の治療につき往復9回まで ※採精のための男性1回分を含む)
- 宿泊費:1回の治療につき1泊5,000円上限の延べ15泊(受診日の前日・当日分)まで



台風等により船や飛行機の欠航が決定し、早めに移動した場合や、延泊となった場合は、それを証明する書類が必要です(欠航証明書など)

### 航空機の場合

搭乗日や移動区間の記載のない領収書の場合は、搭乗券、eチケットお客様控え、または搭乗証明書が必要です

## 申請に必要なもの

- 領収書 ①交通費(船賃または航空機運賃往復分) ②宿泊費(1泊ごとの料金を記載) ※どちらも治療を受けた本人分のみ
- 診療明細書・領収書(医療機関から発行されたもの)
- 振込を希望する金融機関の通帳・印鑑
- 生殖補助医療受診等証明書※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup>受診の際に医療機関に提出・記入していただく必要がありますので、事前に与論町保健センターまでお問合せください

✿申請の期限は、原則として**治療が終了した日の属する年度内**ですが、書類の確認等に時間を要しますので、1回の治療が終了したら、速やかに申請してください。

## 申請受付・お問合せ先

✿与論町保健センター(担当:川畑・富)

☎ 0997-97-5105